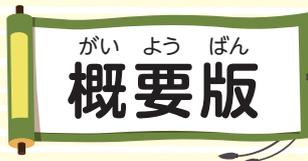


こう か し だい じ しょう しゃ き ほん けい かく
甲賀市第3次障がい者基本計画

だい き しょう ふく し けい かく だい き しょう じ ふく し けい かく
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

しょう しゃ
障がい者のための

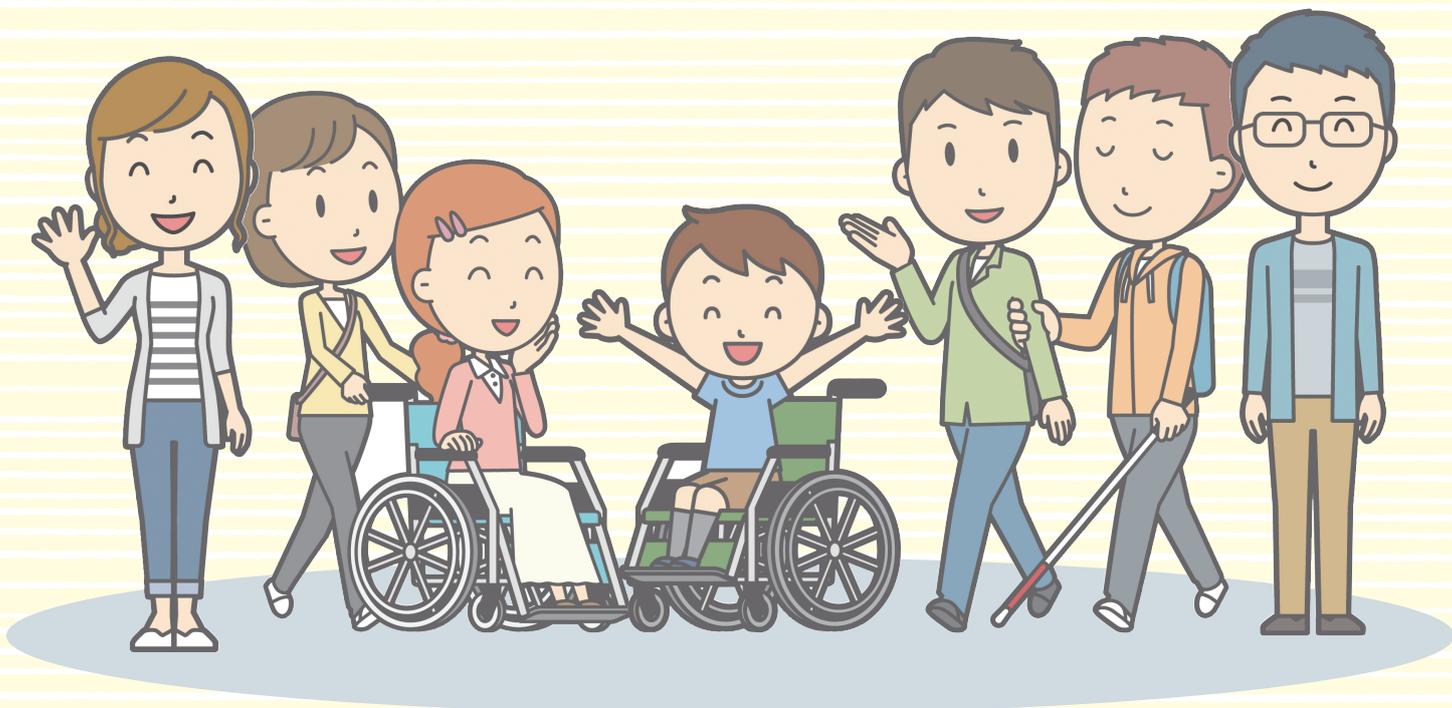
あん しん こう りゅう い
安心・交流・生きがいプラン



みなでつながり 支えあう

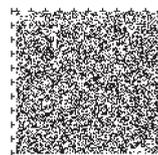
あんしん こうりゅう い かん
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち

こう か
あい甲賀



れいわ ねん がつ
令和3年3月
こう か し
甲賀市

このコードは、Uni - Voice (ユニボイス) で、スマートフォン等にアプリをインストールし、かざすだけで読み上げが可能です。視覚に障がいのある人や目の不自由な高齢者など、誰にでもやさしいツールです。



1

計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

前計画期間が終了するにあたり、これまでの取り組み成果や課題を明確にし、障がいのある人の現状や国の障害者施策を踏まえ、障がいのある人が住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりをめざすため、また障がい福祉サービスの提供等を円滑に実施するため、本計画を策定します。

2

計画の期間

甲賀市第3次障がい者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

3

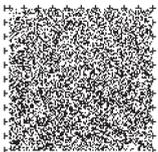
計画の基本理念

本計画は、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、お互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、つながり支えあい、また、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことにより、全ての人があるべき力を十分に発揮することで、誰もが住み慣れたまちで、“安心”と“居場所”が感じられ、“役割”と“生きがい”をもって暮らし続けることができる社会の実現をめざして、以下のとおり基本理念を定めます。

みんなでつながり 支えあう

安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち

あい甲賀



基本方針1

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる



しょう ひと じょうほうはっしん た よう
障がいのある人への情報発信や、多様なニーズ
お う ほうかつてき そうだん し えんたいせい せい び ち いき ぜんたい
に 応じた 包括的 相談 支援 体制 の 整備 と、 地域 全体
さ さ じゅうそうてき し えんたいせい こうちく すず
で 支える 重層的 支援 体制 の 構築 を 進めます。

ち いき
地域 とともに
暮らす

施策の方向性

計画期間中にめざす姿

主な施策の方針

そうだん
相談・
し えんたいせい
支援体制

- 身近な地域で気軽に相談でき、本人の力や周囲の方の協力で解決に向けた行動をとることができる

- 生涯を通じ一貫した支援や包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。
- 相談窓口の周知に努めます。

ち いき せいかつ
地域生活への
し えん
支援や
サービス

- 地域で暮らし続けるための福祉サービスの提供体制が整っている
- 地域や人々同士で支え合う仕組みや活動が支援されている

- 各種サービスの充実を図ります。
- 地域生活支援拠点等における機能の充実に取り組みます。
- グループホーム等の多様な住まいの確保に努めます。

ほ けん いりよう
保健・医療

- 病気や障がいがあっても、「できること」は自分で行い、身近な地域で必要な医療や支援が受けられる

- 医療機関と連携し、適切な医療受診ができるよう支援します。
- こころの健康づくりや疾病予防・感染症対策等を進めます。



し みる とりくみ
市民の取組

- 障がいのある人が気軽に相談できる環境や、福祉サービスの充実に努めます。

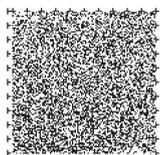
こま おも
• 困っていると思われる人には積極的に声をかけ、必要に応じ相談窓口(P.9参照)に案内しましょう。

じぎょうしょ ふく し かんれん
事業所(福祉関連)
の取組



ち いき とりくみ
地域の取組

- 地域活動等を通じて、日頃から適度な関わりを持ち、地域で見守りましょう。





障がいの早期発見から適切な支援を受けること
 ができる環境の整備と、切れ目のない支援体制の
 構築を進めます。

地域でともに
 学ぶ

施策の方向性

子どもの
 発達と
 子育てへの
 多様な支援

学校教育と
 進路支援

計画期間中にめざす姿

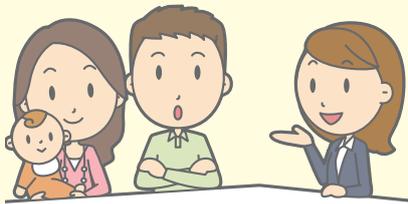
切れ目のない発達段階に応じた
 支援と保護者に対する支援体制
 が整っている

インクルーシブ教育の推進、及
 び個々の児童・生徒に必要な情
 報・学び・支援が切れ目なく提
 供されている

主な施策の方針

● 保護者に寄り添った相談や支援、学
 びの場の提供に努めます。
 ● 発達段階に応じた切れ目のない支
 援の仕組みを構築します。

● インクルーシブ教育システムの推進
 や障がい特性に応じた多様な学び
 の場の充実に努めます。
 ● 個々のニーズに応じた進路実現のた
 めの情報提供や計画的な進路支援
 に取り組みます。



● サービス提供の質を維
 持・向上できるように研
 修や関係機関の連携を行
 います。

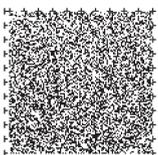
市民の取組

● 子どもの育ちでわか
 らないことは気軽に
 相談しましょう。
 ● 様々な障がいについ
 て理解し、違いを認
 め合いましょう。

事業所(福祉関連)
 の取組

地域の取組

● 障がいの理解を深め、違いを認め合っ
 て、地域で見守り育てましょう。
 ● 誰もが参加しやすい地域活動の実施に
 努めましょう。





就労を希望する人が、自らの能力を発揮し、働けることができる環境づくりと、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を進めます。

地域でともに働く

施策の方向性

計画期間中にめざす姿

主な施策の方針

雇用・就業の促進

- 障がいのある人が自らの働く場や多様な働き方を選択できる
- 正しい理解と適切な配慮のある職場環境が整っている

- 企業や関係機関と連携し、働く場づくりや、働き続けられる支援、職場環境づくりに努めます。
- 就労後の相談体制の充実を図ります。

職業訓練機会と福祉的就労環境

- 障がい特性に応じた就労が確保され、障がいのある人の「働きたい」というニーズが満たされている

- 就労訓練の場の確保や一般就労への移行を促進します。
- 多様な就業や新たな分野で就労機会や体験の場の確保に取り組みます。

障がいや障がいのある人を正しく理解し、合理的配慮の提供に努めましょう。

企業や関係機関との連携や、サービス提供の質の向上に努めます。

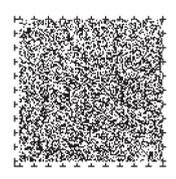
市民の取組

事業所(福祉関連)の取組

地域の取組



誰もが働きやすい職場環境と、障がい特性に応じた様々な働き方ができる場の提供に努めましょう。





障がいのある人の自己実現や社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人や障がいの特性に対する理解を深めます。

地域でともに活動する

施策の方向性

文化芸術活動・障がいスポーツの振興

地域活動や余暇への支援

計画期間中にめざす姿

障がいのある人が文化・芸術活動及びスポーツを体験できる環境が整備されている

障がいのある人が自ら積極的に社会参加できるように活動の場や配慮のある環境が整備されている

主な施策の方針

文化・芸術活動への支援や展示・発表の機会を確保します。
誰もが一緒に楽しめる障がいスポーツの普及に努めます。

地域で誰もが活動できる場所や余暇活動の充実を図ります。
ボランティアについて学ぶ機会の提供や、ボランティア活動の推進に努めます。



本人の強みを理解し、活躍できるような支援や情報発信を行うとともに、地域行事等に積極的に参加します。

市民の取組

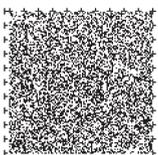
障がいや障がいのある人に対する理解を深め、地域行事等に参加するなど、お互いに交流しましょう。

事業所(福祉関連)の取組

地域の取組



障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる文化・スポーツイベント、地域行事の開催に努めましょう。





共生社会と、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、差別の解消や、意思疎通の支援、バリアフリーの推進や防災・防犯対策を進めます。

「オール甲賀」でのまちづくり

施策の方向性

計画期間中にめざす姿

主な施策の方針

福祉のまちづくり

- バリアフリーやユニバーサルデザインの認識・取り組みが浸透し、地域住民の参画と協働により、誰もが住みやすいまちになっている

- 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。
- 地域住民の主体的な活動を支援し交流する機会を拡充します。

差別解消・権利擁護

- 不当な差別や虐待を受けることが無く、権利が保障され、合理的配慮が提供されている

- 多様な障がいの正しい知識の啓発や福祉教育を推進します。
- 人権に関する理解を深め、差別や虐待の防止を進めます。

情報アクセシビリティの推進

- 障がいのある人が必要な情報を受け取り、発信する環境が整備できている

- 情報のバリアフリー化や、障がい特性に応じた意思疎通支援を充実します。

防災・防犯等の推進

- 地域全体での防災・防犯に対する取り組みが進み、緊急時に必要な配慮や支援を受けることができる

- 災害時に必要な支援と配慮を充実するとともに、防犯対策に努めます。

- 助けが必要な人の立場になって行動しましょう。
- 障がいを正しく理解し、差別のない社会を築きましょう。
- 災害への備えに努めましょう。

- 虐待防止や差別解消法の研修・啓発に努めます。
- 災害発生時のマニュアル作成を行います。



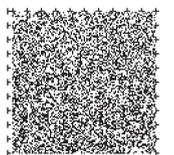
市民の取組

事業所(福祉関連)の取組



- 合理的配慮の提供に努めましょう。
- 災害時に支援が必要な人の把握に努めましょう。

地域の取組



しょう ぶく し けい かく しょう じ ぶく し けい かく もく ひょう 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

くに きほん しん もと こうもく かん つぎ もくひょう たっせい
国の基本指針に基づく項目に関し、次の目標の達成をめざします。

ふく し し せつ にゆうしよしや (1) 福祉施設の入所者 ちいきせいかつ い の地域生活への移 こう 行		れい わ ねん ど 令和2年度	れい わ ねん ど 令和5年度
	し せつ にゆうしよしやすう 施設入所者数	にん 78人	にん 80人
	ちいきせいかつ い こうしやすう 地域生活移行者数	にん 0人	にん 1人

きぼう ひと ちいき く たいせい すず
希望する人が地域で暮らすことができる体制づくりを進めます。

せいしんしやう たい (2) 精神障がいにも対 おう ちいき ほうかつ 応した地域包括ケ こうちく アシステムの構築	ほけん いりやう ぶく し かんけいしや きやうぎ ば 保健、医療・福祉関係者による協議の場	れい わ ねん ど 令和5年度	
	きやうぎ ば せつ ち 協議の場の設置	こう かけんいき かしよせつ ち 甲賀圏域で1箇所設置	
	かいさいかいすう 開催回数	かい 1回	
	さん かにんずう 参加人数	にん 20人	
	もくひょうせつていおよ ひやうか じつ し かいすう 目標設定及び評価の実施回数	かい 1回	
せいしんしやう しや りやうしやすう 精神障がい者のサービス利用者数		れい わ ねん ど 令和5年度	
	ち いき い こう し えん 地域移行支援	にん 1人	
	ち いきていちゃくし えん 地域定着支援	にん 1人	
	きやうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	にん 25人	
	じ りつせいかつえんじよ 自立生活援助	にん 5人	



かんけい きかん れんけい せいしんしやう ひと ちいき く し えん すず
関係機関が連携し、精神障がいのある人が地域で暮らすための支援を進めます。

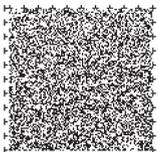
ちいきせいかつ し えんきよてん (3) 地域生活支援拠点 とう きのう 等における機能の じゆうじつ 充実		れい わ ねん ど 令和2年度	れい わ ねん ど 令和5年度
	ちいきせいかつ し えんきよてんとう せい び 地域生活支援拠点等の整備	こう かけんいき かしよせい び ずみ 甲賀圏域で1箇所整備済	こう かけんいき けいぞく じつ し 甲賀圏域で継続して実施
	うんやうじやうきやう けんしやう けんとう 運用状況の検証、検討	—	ねん かい いじょうじつ し 年1回以上実施

しょう ひと こうれいか じゆうど か おやな あと み す そうだん きんきゆうじ うけい たいせい たいけん ば じんざいいくせい
障がいのある人の高齢化、重度化、親亡き後を見据え、相談、緊急時の受入れ体制、体験の場、人材育成、
ちいき など きのう きやうか
地域づくり等の機能を強化します。

ふく し し せつ いっ ばん (4) 福祉施設から一般 しゆうろう い こうとう 就労への移行等		れい わ ねん ど 令和2年度	れい わ ねん ど 令和5年度
	いっばんしゆうろう い こうしやすう 一般就労への移行者数	にん 8人	にん いじょう 10人以上
	しゆうろうい こうし えん じぎやう 就労移行支援事業	にん 4人	にん 7人
	しゆうろうけいぞく し えん がた 就労継続支援A型	にん 2人	にん 2人
	しゆうろうけいぞく し えん がた 就労継続支援B型	にん 2人	にん 1人
いっばんしゆうろうい こうしや しゆうろうていちゃくし えん りやうしやわりあい 一般就労移行者における就労定着支援利用者割合	37.5%	いじょう 70%以上	
しゆうろうていちゃくし えん りつ わり いじょう しゆうろうていちゃくし えん じぎやうしよ わりあい 就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所の割合	—	いじょう 70%以上	



きぼう ひと いっばん きぎやうとう はたら し えん
希望する人が一般企業等で働くことを支援します。



**(5) 障がい児支援の提
供体制の整備等**



	令和2年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援事業所	1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	1箇所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域に2人	圏域に2人

障がいのある児童が放課後を過ごしたり、必要な療育、支援を受けられる環境をつくります。

**(6) 発達障がい者等に
対する支援**

	令和2年度	令和5年度
支援プログラム等の受講者数	年間4人	年間30人
ペアレントメンターの人数	0人	年間3人
ピアサポート活動への参加人数	—	年間5人

保護者の理解を深めたり、当事者同士の交流や活動を支援します。

**(7) 相談支援体制の充
実・強化等**



	令和2年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	約200件 (甲賀圏域)	約250件 (甲賀圏域)
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	10回 (甲賀圏域)	20回 (甲賀圏域)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	5回

相談支援専門員が業務に専念できる体制づくりをめざします。

**(8) 障害福祉サービス
等の質の向上を図
るための取り組み
体制の構築**

	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1回

滋賀県との連携や情報共有を行います。



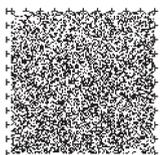
6

相談窓口

甲賀市内には様々な相談窓口があります。
 困ったことや、不明なことがありましたら、
 お気軽にお尋ねください。



障がいのある人の福祉に関する相談			
①	ちいきせいかつしえん 地域生活支援センター しろやま	こうかしみなくちちょうほんまちにちょうめばんごう 甲賀市水口町本町二丁目2番27号	0748-62-8181
②	そうだんしえん 相談支援センター ろーぶ	こうかしみなくちちょうもとあやのばんち 甲賀市水口町本綾野1978番地7	0748-65-4641
③	ちいきせいかつしえん しがらき地域生活支援センター 「うろむろ」	こうかししがらきちょうちやくしばんち 甲賀市信楽町勅旨2392番地15	0748-83-1666
—	こうかちいき 甲賀地域ネット相談サポートセンター	こなんしにしみねちよう 湖南市西峰町1-1	0748-75-6920
—	しえん 支援センターこのゆびとまれ	こなんしおおいけちよう 湖南市大池町10-1	0748-75-8949
④	こうかししよふくしか 甲賀市障がい福祉課	こうかしみなくちちょうみなくちばんち 甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2161



しょう ひと しゅうろうとう かん そうだん 障がいのある人の就労等に関する相談			
⑤	しょう しゃ こよう せいかつ し えん こう か 障がい者雇用・生活支援センター甲賀 (甲賀地域働き・暮らし応援センター)	こう か し みなくちちようあかつき ばん ごう 甲賀市水口町暁3番44号	0748-63-5830
⑥	こう か こう か こうきようしよくぎようあんでいしよ ハローワーク甲賀 (甲賀公共職業安定所)	こう か し みなくちちようほんまちさんちようめ ばん ごう 甲賀市水口町本町三丁目1番16号	0748-62-0651

しょう ひと ぎやくたい さ べつ かん そうだん 障がいのある人の虐待・差別に関する相談			
⑦	こう か し しょうがいしやくたくたいぼう し 甲賀市障害者虐待防止センター	こう か し みなくちちようみなくち ばん ち 甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2161
⑧	ほうじんこう か こなんせいねんこうけん NPO法人甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー	こう か し こうなんちようの だ ばん ち 甲賀市甲南町野田810番地 こうなん ち いき し みるん かい (甲南地域市民センター3階)	0748-86-6161
—	し がけんしょうがいしゃけんり よう ご 滋賀県障害者権利擁護センター	おお つ し きようまちちようめ 大津市京町四丁目1-1	077-521-1175

※圏域ごとに地域アドボケーターが設置され相談に応じています (滋賀県のホームページをご覧ください)

しょう ひと とう り ようけいかくさくせい じぎょうしよ 障がいのある人のサービス等利用計画作成の事業所			
⑨	ちいきせいかつ し えん 地域生活支援センター しろやま	こう か し みなくちちようほんまち ちちようめ ばん ごう 甲賀市水口町本町二丁目2番27号	0748-62-8181
⑩	そうだん し えん 相談支援センター ろーぶ	こう か し みなくちちようもとあやの ばん ち 甲賀市水口町本綾野1978番地7	0748-65-4641
⑪	こう か し しゃかいふく し きようぎ かい そうだん し えん じぎょうしよ 甲賀市社会福祉協議会 相談支援事業所	こう か し みなくちちようみなくち ばん ち 甲賀市水口町水口5609番地	0748-62-8085
⑫	そうだん し えん じぎょうしよ 相談支援事業所 つくしんぼ	こう か し こうなんちようてらしちよう ばん ち 甲賀市甲南町寺庄672番地55	0748-70-2240
⑬	とくていそうだん し えん じぎょうしよ 特定相談支援事業所 あゆあん	こう か し みなくちちような さか ばん ち 甲賀市水口町名坂88番地 けんしん水口ビル3F	0748-63-6064
⑭	していけいかくそうだん し えん じぎょうしよ えん 指定計画相談支援事業所 るりこう園	こう か し つちやまちちようの がみの ばん ち 甲賀市土山町野上野497番地	0748-66-1345
⑮	そうだん し えん じぎょうしよ 相談支援事業所 やまなみ	こう か し こうなんちようかつらき ばん ち 甲賀市甲南町葛木872番地	0748-86-0334
⑯	こう か し じ どうそうだん し えん じぎょうしよ 甲賀市児童相談支援事業所	こう か し こうなんちちようの だ ばん ち 甲賀市甲南町野田810番地	0748-69-5521
⑰	ちいきせいかつ し えん しがらき地域生活支援センター 「うろむろ」	こう か し しがらきちちようちよくし ばん ち 甲賀市信楽町勅旨2392番地15	0748-83-1666
⑱	そうだん し えん じぎょうしよ 相談支援事業所 はれるや	こう か し しがらきちちよう たしる ばん ち 甲賀市信楽町田代133番地	090-5125-2215

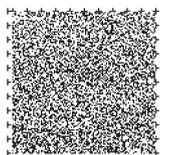
7

合理的配慮の提供

「合理的配慮の提供」とは？

しょう ひと せいかつ ばん
障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場
あひ と のぞ なん たいおう ひつよう
合があります。このバリアを取り除くために何らかの対応を必要として
い し つた ふ たん おも はん い たいおう
いるとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する
ひつだん み ぶ かいじよ
ことです。(筆談、身振りなどのサイン、介助など)

し がけん たが こせい みと あ とも かがや しゃかい じつげん
滋賀県では、お互いの個性を認め合い、共に輝く社会の実現のため
こう り てきはいりよ ていきよう ぎ む か し がけんしょうがいしゃ さ べつ
に、「合理的配慮の提供」が義務化されました。(「滋賀県障害者差別の
きようせいしゃかい じようれい
ない共生社会づくり条例」)



しょう ふくし
障がい福祉サービス

ほうもんけい
〈訪問系サービス〉

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

にっちゅうかつどうけい
〈日中活動系サービス〉

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 短期入所
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 宿泊型自立訓練
- 療養介護

きょじゅうけい
〈居住系サービス〉

- 自立生活援助
- 共同生活援助
- 施設入所支援

〈相談支援〉

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

しょう じ しょう
障がい児への支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援
- 居宅訪問型児童発達支援



ちいせいかつし しょう じぎょう
地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業
- 福祉ホーム事業
- 訪問入浴サービス事業
- 社会参加促進事業

こう か し だい じしょう しゃ き ほんけいかく だい きしょう ふくし けいかく
甲賀市第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・
だい きしょう じ ふくし けいかく がいようぼん れいわ ねん がつ ほんこう
第2期障がい児福祉計画【概要版】 令和3年3月 発行

こう か し しょう ふくし か
甲賀市 障がい福祉課

し が けん こう か し みな くち しょう みな くち ばん ち
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

でん わ ばん ぎょう
電話番号：0748-69-2161 FAX：0748-63-4085

E-mai：koka10253800@city.koka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.koka.lg.jp/

けい かく しょうさい し らん
※計画の詳細は市のホームページをご覧ください。

